

条件付一般競争入札公告

下記工事について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

平成23年6月24日

甲良町長 北川 豊昭

1. 工事概要等

(1) 工事名

平成23年度 土 第 2 号
町内道路補修工事

(以下「対象工事」という。)

(2) 工事場所

甲良町内

(3) 工 期

契約締結日から平成23年9月20日まで

(4) 工事概要

- ・ 尼子地先（町道尼子川尻線）排水施設工 1 式
- ・ 尼子地先（町道小川原尼子線）排水路工（底打コンクリート工） L=97m
- ・ 尼子地先（町道尼子出屋敷南柿之木線）排水路工 1 式

(5) 予定価格(入札比較価格)

事後公表とする

2. 入札参加に必要な資格に関する事項

対象工事の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。なお、資格要件の基準日（以下、「基準日」という。）は、「入札公告の日」とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 平成23・24年度甲良町町競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の次のとおり登録されている者

ア. 登録における工事種別が「土木一式工事」である者

イ. 登録における契約事業所の所在が「町内・準町内」である者

(3) 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）等が次のとおりの者。なお、甲良町内に本社をおく者を町内業者、甲良町内に支店、営業所等をおく者を準町内業者という。

ア. 総合評定値対象工事種別 土木一式工事

イ. 審査事項評点 650点未満

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に専任または兼任で配置できること。なお、届出のあった技術者は原則、変更することはできない。

また現場における配置予定技術者の届出は複数を認めない。

ア. 一級もしくは二級土木施工管理技士の資格、またはこれらと同等以上の資格を有すること。

イ. 基準日前10年間土木一式工事に主任技術者または監理技術者として従事した経験を有すること。（請負金額は問わない）

- (6) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成7年4月1日制定）および甲良町建設工事等入札参加停止基準（平成23年訓令第17号）に基づき入札参加停止の措置を講じられている期間中でない者。
- (7) 対象工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（注1）でないこと。

（設計業務の受託者）：なし

注1：当該受託者と資格もしくは人事面において関連のある建設業者とは、当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者、もしくは建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者をいう。

- (8) 土木一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者。

3. 入札参加資格申請

入札参加申請者は、次に掲げる書類（以下「技術資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに技術資料を提出しない者および入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加できないものとする。また、入札資格が有ると認めた者であっても、入札期日に資格要件を満たしていないときは、入札に参加することができない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 経営規模等評価結果通知の写し（基準日の1年7月前の日以降の日を審査基準日とするもので最新のもの）ー町外業者のみ
- (3) 現場代理人および主任技術者または監理技術者調書等（別紙1）
 - ア. 上記調書には、配置予定の現場代理人、主任または監理技術者名を記入し、これらの者の免許等の写しならびに直接的かつ恒常的に雇用関係にあることを証するもの（健康保険被保険者証または社会保険標準月額決定通知書等）の写しを添付のこと。
- (4) 工事実績調書（別紙2）ー町外業者・準町内業者のみ
 - ア. 調書には、資格要件の工事を施工し、完成させた実績が確認できる資料を添付のこと。

4. 入札参加資格審査等

- (1) 技術資料の提出があった者の中から要件を審査し、対象工事の競争入札に参加できる者を選定する（以下「入札参加者」という。）。)
- (2) 技術資料を提出した者のうち、対象工事の入札に参加できない者のみにその理由を付して書面により通知する（以下「入札参加不適格通知」という。）。)
- (3) 「入札参加不適格通知」は、平成23年7月12日(火) に通知(FAX)する。

5. 技術資料の提出等

技術資料の提出は次のとおりとする。

- (1) 提出期間、提出場所および方法等
 - ア. 期 間

平成23年6月24日(金)から平成23年7月8日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の
午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時まで

イ. 場 所 犬上郡甲良町在士353番地1

甲良町役場 企画監理課(1階)

電話0749-38-3311(内線124)

直通0749-38-5061

ウ. 方 法 持参(郵送または電送は受け付けない)

エ. 提出書類の作成等 技術資料は指定様式で作成し、全てを1冊に袋とじする。(申請書表、封印箇所を押印)

オ. 提出部数 1部

カ. 技術資料の作成および提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とする。

キ. その他 提出された技術資料は返却しないが、入札参加資格の審査以外に無断で使用しない。また、提出期限以降における技術資料の差し替えおよび再提出は認めない。

(2) その他

ア. 技術資料等は、甲良町ホームページ(<http://www.kouratown.jp/>)に掲載。

6. 設計図書の閲覧等

設計図書は、下記により閲覧に供する。

(1) 期 間 平成23年6月24日(金)から平成23年7月15日(金)まで

(2) 場 所 甲良町役場 町政情報コーナー

仕様書等は、当該入札参加者に次のとおり引き渡す。

(1) 期 間 平成23年7月12日(火)から平成23年7月15日(金)まで

なお、引き渡しは町からの連絡は行わないので、必ず上記期間に行うこと。

(2) 場 所 甲良町役場 企画監理課 (1 階)

(3) 価 格(現金引換え) 500円 (税込み)

7. 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問は次のとおり行う。

(1) 受付期間

平成23年7月15日(金) 正午まで

(2) 提出方法

指定様式により直接持参すること。(郵送または電送は受け付けない)

(3) 提出場所 犬上郡甲良町在士353番地1

甲良町役場 企画監理課 (1 階)

電話0749-38-3311(内線124)

直通0749-38-5061

(4) 回 答 質問に対する回答は平成23年7月19日(火)の午後1時に甲良町役場町政情報コーナーにおいて配置する。

8. 現場説明会

現場説明会は行わない。

9. 入札執行の日時、場所

(1) 日 時 平成23年7月22日(金) 午前10時00分～

場 所 甲良町役場 2階会議室

ア. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ. 入札回数は、3回までとし(2回目以降の入札においては、積算内訳書は要しない。)、落札者がいない場合は不調とします。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

11. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、最低制限価格以上の最低の価格で入札した者を落札者とする。

12. 契 約

- (1) 契約書作成の要否 否

13. 支払条件等

- (1) 甲良町建設工事執行規則(平成23年規則第5号)第29条に基づく前払金の率は、10分の4以内とする。

14. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争入札において、虚偽の記載を行った者および入札時点で「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格の無い者のした入札
(2) 入札参加資格のない者のした入札
(3) 委任状を提出しない代理人のした入札
(4) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
(5) 談合、その他不正の行為があったと認められる入札
(6) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札
(7) 入札書(積算内訳書含む)記載の金額、氏名、押印ならびにその他入札要件の記載が確認できない入札
(8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
(9) その他入札に関する条件に違反した入札

15. その他

- (1) 技術資料に虚偽の記載をした者は、入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
(2) 入札において、指定様式による積算内訳書を同時に提出すること。なお、落札候補者の積算内訳書が、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、当該入札は「無効」とする。(提出された積算内訳書は開示する事がある。)

ア. 計算間違い、または積算内訳書の合計金額(消費税及び地方消費税を除く)と入札書に記載された入札金額との相違

イ. 下記の要件すべてを満たしていない場合

- ① 直接工事費(共通仮設費の積上げ含む)が設計の70%以上
② 共通仮設費(率分)が設計の30%以上
③ 現場管理費が設計の30%以上
④ 一般管理費が設計の30%以上

- (3) この入札または積算内訳書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
(4) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法および同法施行令ならびに甲良町財務規則、甲良町建設工事執行規則、甲良町建設工事等入札執行要領の定めによる。